

小児救急医療体制の整備促進に向けた今後の対応について

1 厚生労働省

(1) 早急に対応するもの

- 小児科医の確保に向けて、国立病院・療養所に対しては積極的な参画を求めるとともに、大学病院等に対しても協力を要請。
- 国庫補助事業の運用改善検討
 - ・ 小児科医の少ない小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院事業の要件緩和（例えば、診療実施時間の一部について院内当直待機その他、施設構内待機を認める等）
 - ・ へき地や島嶼等について、小児救急医療拠点病院の単独医療圏での実施
- 新型救命救急センター（平成15年度概算要求計上中）の設置準備
- 臨床研修制度の具体化における小児科の必修化、研修期間の確保
- ITを活用した小児救急医療ネットワークの構築

(2) 今後検討するもの

- 国庫補助事業のあり方（平成16年度予算要求に向けて）
 - ・ 小児救急医療体制に係る国庫補助基準額のあり方
 - ・ 小児初期救急における実施中のモデル事業（小児初期救急医療特別加算）の成果を踏まえた国庫補助事業のあり方（「休日夜間急患センター」、「在宅当番医制」の小児患者対応の強化等）
 - ・ 内科医等に対する小児救急医療研修の創設
- 診療報酬関係
 - 平成14年度診療報酬改定において小児救急医療に関する評価を充実したところであり、利用状況の検証
- 科学的根拠に基づく小児救急の外来診療マニュアル作成

2 都道府県において早急に対応いただく事項

[二次医療圏を基本とした小児救急医療体制確立のプランづくり]

- 二次医療圏を単位とした関係者による協議会の設置（「小児救急医確保調整事業（国庫補助事業）」の活用による。）

※ なお、単独では困難な場合にあつては、複数の二次医療圏での設置もあり得る。

- 二次医療圏単位の小児救急医療体制の整備計画の進捗状況の点検、新たな整備方針の策定、改定時期をとらえた「医療計画」への盛り込み。

[救急医療提供体制整備]

- 国庫補助事業の活用による地域の実情に応じた体制整備

例えば、開業医及び勤務医との連携による、単独医療圏及び複数の医療圏での小児救急医療支援事業（共同利用型病院方式）

- 都道府県の実情に応じた独自施策の展開

[小児救急医療に従事する医師のマンパワー確保]

- 国立・公立・公的病院を含め、小児科医が複数いる病院への協力要請
- 内科医等への小児救急医療に関する研修等の実施

[小児の保護者を始め、地域住民に対する情報提供]

- 保護者に対する小児の応急処置等に関する知識等の普及啓発や小児救急患者に対する電話相談体制（従来から実施している在宅当番医制や救急医療情報センター事業の活用）

- 地域住民に対する小児救急医療に関する情報提供体制の確立

- 「救急医療情報センター事業」の点検・見直し

[IT技術の活用]

- 医療施設等設備整備費補助金（遠隔医療）の活用による、ITを用いた医療機関間の連携体制の確保（例えば、輪番制病院の救急担当医が、小児科専門医からITを使って診療等の指示を受ける。）

国が推進する政策医療としての小児救急医療（関係条文等）

医療法 ～抜粋～

第2章の2 医療計画

〔医療計画〕

第30条の3 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（省略）

6 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

〔医療計画達成の推進措置〕

第30条の5 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備その他必要な事項を講ずるよう努めるものとする。

医療計画について（平成10年6月1日健政発第689号厚生省健康政策局長通知）

（一部改正 平成13年4月27日医政発第491-1号）（抄）

（別紙）

医療計画作成指針

第3 医療計画の内容

5 医療提供体制の整備

2) 小児救急医療体制

小児医療をとりまく環境の変化に留意し、通常の救急医療体制に加えて、特に休日・夜間などにおける小児救急医療について、地域の実状を踏まえた体系的な初期、二次、三次の救急医療体制を整備し、これを記載することが望ましい。なお、二次医療圏内において、小児救急医療体制整備が困難な地域にあっては、複数の二次医療圏を単位として整備計画を記載しても差し支えない。

また、地域における事故防止対策などの母子保健活動との連携を積極的に図り、救急医療情報センターや保健所、市町村保健センターなどの活用や、インターネット、IT等の電子媒体等の活用等により、子供を持つ親をはじめとする地域住民や関係者に対して、小児救急医療体制に関する情報を提供するための方策を検討し、記載することが望ましい。